

第189通常国会における 雇用・労働関係法案の審議状況について

| 法案名 | 法案の概要 | 法案審議状況 | 連合の主張 |
|-------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 労働者派遣法 改正法案 | 企業が派遣労働者をずっと使えるようになる法案。現在、秘書など26の専門業務を除き、最長3年の期間制限がある。改正案は企業が労働組合から意見を聞き、働く人を3年ごとに入れ替える手続きを踏めば、全業務で永続的に派遣労働者を配置できる。同じ職場で3年を迎えた派遣労働者に対し、別の派遣会社を紹介するか、派遣先に直接雇うよう依頼するなど派遣会社に義務付ける。全ての派遣会社を許可制とする。 | 2015年3月13日国会提出 衆議院厚生労働委員会審議 | 「臨時的・一時的な働き方」とする原則が骨抜きにされ、労働者保護の大幅な後退を招く恐れが大きい。また、「均等待遇」の原則が導入されず根本的な処遇改善が講じられていない。 |
| 労働基準法等 改正法案 | 現行1日8時間以上働いた人に、企業は残業代を支払わなければならない。改正法案は、この規制が外され、いくら長く働いても残業代が出ないことから、「残業代ゼロ法案」とも呼ばれる。対象は、高度な職業能力を持ち、年収1075万円以上の人とする。金融商品のディーラーや、研究開発職などで、全ての給与所得者に占める割合を4%とみられる。また、裁量労働制の対象者を広げる見直しも含んでいる。 | 2015年4月3日 国会提出 | 過労死を招く制度であり容認できない。「勤務間インターバル規制の導入」「労働時間の量的上限規制の法定化」等の長時間労働防止策、実効的な休日・休暇の取得促進策を講ずるべき。 |
| 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF) 関連法案 | 独立行政法人であるがゆえに独任制となっているGPIFのガバナンスについて、合議制とし、その監督の下で執行を行う体制への見直し等のための必要な法改正を行う。 | 次期臨時国会? | 保険料拠出者である労使代表が参画し、確実に意見反映できるガバナンス体制を構築することが重要。 |